

○座間市市民参加推進条例施行規則

(平成 19 年 5 月 15 日規則第 21 号)

改正 平成 27 年 3 月 30 日規則第 16 号 平成 27 年 7 月 3 日規則第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、座間市市民参加推進条例(平成 19 年座間市条例第 2 号。以下「条例」という。)第 18 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第 2 条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうち全部又は一部の方法により行うものとする。

- (1) 市の広報紙への掲載
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 市の執行機関の担当窓口、出先機関(座間市役所出張所設置条例(昭和 47 年座間市条例第 31 号)第 2 条に規定する出張所をいう。)での閲覧
- (4) 座間市条例の公布等に関する条例(昭和 25 年座間町条例第 10 号)第 2 条第 2 項に規定する座間市掲示場への掲示
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が適当と認める方法

(意見公募手続)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項第 1 号に規定する対象事項等に係る計画、条例、制度等の案及びこれに関連する資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景並びに論点
- (2) 市民等が当該案を理解するために必要な資料

2 条例第 8 条第 1 項第 2 号に規定する意見を提出することができるものの範囲は、次に掲げるものとする。ただし、市の執行機関は、対象事項等の内容により、当該範囲を指定することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に通勤又は通学する者
- (3) 市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- (4) 意見公募手続に係る事案に利害関係を有するもの

3 意見公募手続により意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面等を市の執行機関が公表したところにより提出するものとする。

- (1) 案の名称
- (2) 案に対する意見
- (3) 第 5 項各号に定める事項

4 条例第 8 条第 1 項第 3 号に規定する意見の提出方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) インターネット
 - (5) その他市長が定める方法
- 5 条例第8条第4項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 市の区域内に住所を有する者 住所及び氏名
 - (2) 市の区域内に通勤する者 住所及び氏名並びに事務所又は事業所の名称及び所在地
 - (3) 市の区域内に通学する者 住所及び氏名並びに学校の名称及び所在地
 - (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者氏名
 - (5) 意見公募手続に係る事案に利害関係を有するもの 住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者氏名)並びに利害関係を有することを証する事項

(公聴会手続)

第4条 条例第9条第1項第1号に規定する対象事項等に係る計画、条例、制度等の案及びこれに関連する資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景並びに論点
 - (2) 市民等が当該案を理解するために必要な資料
- 2 条例第9条第1項第3号に規定する公述人の範囲は、次に掲げるものとする。ただし、市の執行機関が必要があると認めるときは、その範囲を広げ、又は制限することができる。
- (1) 市の区域内に住所を有する者
 - (2) 市の区域内に通勤又は通学する者
 - (3) 市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
 - (4) 公聴会手続に係る事案に利害関係を有するもの
- 3 公聴会に出席して意見を述べようとするものは、案に対する意見の要旨、住所、氏名等を記載した書面等を、市の執行機関が公表したところにより提出しなければならない。
- 4 市の執行機関は、前項に規定する書面等を提出したものから公述人を決定するものとする。ただし、書面等に記載された意見の内容が公聴会の対象事案に関係しないとき、又は公聴会の運営上支障があると認めるときは、この限りではない。
- 5 前項本文の場合において、意見の趣旨を同じくするものが多数あるときは、それらの

意見を提出したもののの中から公述人を選定するものとする。

6 条例第9条第1項第4号に規定する意見の提出方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) インターネット
- (5) その他市長が定める方法

7 条例第9条第1項第5号に規定する意見提出期間は、市の執行機関が公聴会の開催を公表した日から起算して30日以上期間とする。

(市民説明会手続)

第5条 条例第10条第1項第1号に規定する対象事項等に係る計画、条例、制度等の案及びこれに関連する資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景並びに論点
- (2) 市民等が当該案を理解するために必要な資料

(会議の開催内容の公表)

第6条 条例第9条第5項及び第10条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項を記録して公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 出席者
- (4) 事務局
- (5) 議題
- (6) 資料の名称
- (7) 会議の内容

(審議会等の会議の公開)

第7条 市の執行機関は、審議会等の会議の公開に当たっては、市民等が傍聴できるよう会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、傍聴席数は、会場の大きさ等に配慮して決定するものとする。

2 審議会等の会議を傍聴しようとする者は、審議会等の会務を総理する者(以下「審議会等の長」という。)の許可を受けるものとする。

3 審議会等の長は、審議会等の会議を傍聴しようとする者が定員を超えたときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

4 傍聴人は、会場内では審議会等の長の指示に従うとともに、審議会等の会議が公正かつ円滑に行われるよう、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 議事に対して意見を述べ、賛否を表明するなど審議会等の会議の進行に支障とな

る行為をしないこと。

(2) 審議会等の会議の撮影及び録音をしないこと。ただし、審議会等の長の許可を得た者は、この限りでない。

(3) その他会場の秩序を乱し、又は審議会等の会議の妨害となるような行為をしないこと。

5 審議会等の長は、会場の秩序維持のため必要と認めるときは、傍聴人に対して注意をし、又は退場を命ずることができる。

(審議会等の会議の非公開の取扱い)

第8条 条例第12条第1項の規定による会議の全部又は一部の非公開の決定は、審議会等の長が当該審議会等に諮って決定するものとする。

2 審議会等の長は、会議の全部又は一部の非公開を決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

(審議会等の開催の公表)

第9条 市の執行機関は、条例第12条第2項の規定に基づく公表については、少なくとも開催日の14日前に行うものとする。

(会議録の記載事項)

第10条 条例第12条第3項に規定する会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 出席者
- (4) 事務局
- (5) 公開の可否
- (6) 傍聴人数
- (7) 非公開又は一部公開とした理由
- (8) 議題
- (9) 資料の名称
- (10) 会議の内容

(市民政策提案手続による提案)

第11条 条例第13条第1項の規定による市民政策提案を行おうとする者は、市民政策提案書(第1号様式)及び市民政策提案者名簿(第2号様式)に関係資料を添えて主管課に提出しなければならない。

2 条例第13条第2項第2号に規定する提案できるものの範囲は、次に掲げるものとする。ただし、市の執行機関は、提案内容により、当該範囲を指定することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者

- (2) 市の区域内に通勤又は通学する者
 - (3) 市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
 - (4) 提案内容に利害関係を有するもの
- 3 条例第 13 条第 2 項第 3 号に規定する提案の提出方法は、次に掲げるものとする。
- (1) 持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) インターネット
 - (5) その他市長が定める方法
- 4 条例第 13 条第 2 項第 4 号に規定する提案の提出期間は、市の執行機関が政策等の提案を公表した日から起算して 30 日以上の期間とする。

(推進会議の組織及び運営)

第 12 条 条例第 15 条第 1 項に規定する座間市市民参加推進会議(以下「推進会議」という。)に会長 1 人及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 推進会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 5 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 6 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 推進会議は、公開とする。ただし、条例第 12 条第 1 項ただし書の規定に該当すると認められるときは、推進会議に諮って、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- 8 推進会議の庶務は、主管課において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(実施細目)

第 13 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 9 月 28 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 30 日規則第 16 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 7 月 3 日規則第 40 号)

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。